

日向灘地震における被害について

この度の地震により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。
CO・OP共済では、今回のような地震の被害において共済金や見舞金がございます。
下記までお問い合わせください。

ケガなどをされた場合

●《たすけあい》《あいぷらす》《ずっとあい》《学生総合共済》《新あいあい》にご加入の方

ケガの通院、入院・手術などが対象になります。※ご加入の商品によっては上記の保障がない場合もございます。

住宅や家財の損壊があった場合

地震を直接の原因として、住宅や家財の損壊があった場合、被害の程度によって共済金・見舞金がございます。

●《たすけあい》《あいぷらす》《ずっとあい》《学生総合共済》にご加入の方

居住している住宅および家財の損害額が20万円以上の場合、異常災害見舞金規則により見舞金をお支払いいたします。

全壊・全焼／半壊・半焼／流失	50,000円
一部壊・一部焼・床上浸水	10,000円

※1世帯に1回のお支払いとなります。

※全壊・全焼／半壊・半焼／流失／一部壊・一部焼・床上浸水の認定は規則に沿って行います。

※《たすけあい》の一部のコースにある住宅災害共済金については、地震・津波・噴火による住宅災害は支払対象外となります。

●火災共済にご加入の方

火災共済に30口以上の加入があり、かつ、住宅の損害額が20万円を超えるときは、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります。

※「貸家」「空家」の場合は、支払対象外となります。

※建物本体以外の門、塀、物置、車庫、納屋などの損害は、お支払い対象となりません。

●自然災害共済にご加入の方

地震等共済金 ※一部抜粋

損害額	支払額
100万円超	加入口数に応じてお支払い

地震等特別共済金

損害額	支払額	
	ベーシック・大型タイプ	エコミー・標準タイプ
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	45,000円	30,000円

※その他、建物本体以外の門、塀、物置、車庫、納屋などの損害は、一部保障になる場合があります。

【それぞれの商品によって基準が異なりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。】

《たすけあい》《あいぷらす》《ずっとあい》《学生総合共済》《新あいあい》にご加入の方

0120-85-9431 月～土（祝日営業）9：00～18：00 ※年末年始休み

火災共済、自然災害共済に加入の方

0120-6031-43

◆共済事故（住宅損害）の受付に関するご連絡 ⇒ ご用件番号【0】をご選択ください。

CO・OP火災共済事故受付センター 24時間365日受付可能

◆現在のご契約に関するお問い合わせ ⇒ ご用件番号【2】をご選択ください。

CO・OP火災共済コールセンター 月～土（祝日営業）9：00～18：00 ※年末年始休み

■災害に便乗した悪質商法や詐欺が多数発生しておりますのでご注意ください。

「共済金で代金は全額支払われる」「共済金請求を代行する」などといって修理の勧誘を受けた場合は、その場で契約等に応じないでください。